



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033-4
編集兼 田口芳博
発行 半年間 1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825-0000569

三池不当解雇
訴訟第七回公判
日時 十一月二十一日午後一時半
場所 福岡地裁三〇一法廷
※ 当日は午前11時大牟田駅集合
11時23分西鉄電車出発

労災法改悪を許すな

三池大災害26周年抗議集会

筑豊じん肺訴訟原告団へ連帯資金贈呈

三池大災害から二十六年を迎えた十一月九日、午後一時三十分から大牟田労働福祉会館大ホールで、共産党、民主団体の代表、組合員・主婦会、三池退職者の会など約五百人が参加して「三池大災害二十六年・労災法改悪反対抗議集会」が開かれました。集会では、来賓あいさつ、坂本隆幸福岡県評議長の労災法についての記念講演のあと、三池不当解雇訴訟原告団、三池大災害被災者の会、三池労組・主婦会代表が決議をのべました。

24時間ストに突入

抗議集会は三池労組が会社に対する抗議の二十四時間ストライキ(三池港務所は二時間五分の時限ストライキ)に突入して開かれました。三十九人の一酸化炭素中毒患者を出した戦後最大の炭鉱災害から二十六年、長い闘争の中で、三井の災害責任と損害賠償を請求した裁判闘争は、昨年七月、提訴から十四年を経て和解で決着しました。しかし、労災法の改悪が政府・自民党によって画策されている情勢のもとで、あくま



新たなたたかひへの結集を誓った抗議集会

で被災者を守るための新たなたたかひを決意する集会となりました。集会は、組合歌「炭掘る仲間」の合唱で始まり、田口書記長の開会あいさつ、田口書記長の代表から激励と連帯のあいさつをうけました。藤原福夫・炭労委員長、福岡将美・熊本県評議局長、小島 肇・三池大災害弁護団代表、細谷治通・社会党熊本本部委員長、笠原忠雄・共産党県委員会委員、来賓あいさつ、坂本隆幸福岡県評議長の「労災法の改悪を許すな」の演題で基調報告に立ち、「労働災害被災者の給付打ち切りを促進し、使用者の補償責任を免除するよふな、労災補償制度の見直し」をもちょうとして、現行制度を守るだけでなく、改善のたたかひが急務になっている」と訴えました。また、集会では全国からの支援と連帯をうけてきた三池炭鉱裁判闘争が決議し、十一・九裁判、九・二八裁判の原告が和解の一部を提出して昨年設立した『三池CO裁判連帯基金』が四千五百万円となり、その利息の一部を規定に従って、職業病裁判をたたかっている筑豊じん肺訴訟原告団(集会参



炭労、期末手当闘争へ
退手など、秋闘妥結
賃金展開交渉終わる

炭労の秋闘闘争は、退職手当の引き上げなどの要求でたたかわれました。じん肺・せき損は、入院しましたが、十月二十四日妥結。今準備金など若干の引き上げ。職業病も定年別金で三十年以上勤続。病補償は現行通りとなりました。

有明鉱大災害訴訟が和解

死者八十三人、一酸化炭素中毒患者十六人を出す大惨事となった一九八四年一月の有明鉱坑内火災(死者一人当り六百万円、訴訟費用一千万円)で和解が成立を強く求める声明を発表しました。約三千人の炭掘る仲間が再就職の目途もまままきびしい生活に追い込まれました。三井資本は、炭鉱労働者や地域住民に一方的な犠牲を強要し、企業努力や社会的・道義的責任を放棄しています。すでに承知のように、第八次石炭政策が施行されてから二年八月が経過しました。この間に三菱高島炭鉱の閉山をはじめ北炭真谷地・三井砂川・北炭幌内炭鉱が相次いで閉山となり、閉山を免れたヤマでは「生き残り」策という大義名分で、生産縮小に伴う人員削減が合理化の強行され、一万数千人の炭鉱労働者が職を失われ、失業率が高まっています。三池炭鉱でも経営基盤の悪化や過剰貯炭を理由にして三年連続の人員削減が進行され、統一人減らし合理化が進行され、

課税遂行のために 全力をあげて闘う

いよいよ第九次の石炭政策の議論がはじまります。石炭産業をとりまく情勢はきわめてきびしいものがありますが、情勢に屈することなく、現有炭鉱の維持・存続を要求の柱にして炭鉱労働者の生活と権利を確立するために全力をあげてたたかおうと決意しています。

三池労組 主婦会のお礼と決意

十九人の仲間がCO中毒に罹り、今なお数多くの患者が闘病生活をおくっています。私たちは、長いたたかひを経て、損害賠償裁判での和解決着を図り、その条件はきびしいものでしたがたたかひの成果として確認いたしました。

- CO裁判が決議してもCO問題がすべて解決したわけではない。CO患者の死亡に伴う業務上の取り扱いや九・二八の障害等級の問題、労災法改正のたたかひなど幾多の運動課題も抱えています。
- 三池労組は、合理化反対、不当解雇裁判、CO問題など、今後の運動課題を全力をあげてたたかおうと決意しています。
- 皆さんのいっそうのご指導とご支援を心からお願ひし、決意といたします。
- 一九八九年十一月九日
- 三池炭鉱労働組合
組合長 中原 一
三池炭鉱主婦会
会長 藤田美代子

名称改め、活動強化

三池大災害被災者の会 小川代表の決意表明

一九八三年十一月九日、三池炭鉱三川鉱で発生した炭じん爆発によって、四百五十三人もの労働者の生命が奪われ、八百三十九人のCO患者を出した「十一・九労働者虐辱の日」から、二十六年を迎えました。この大災害は、炭じんの清掃・散水・岩粉散布という極めて簡単な対策で防止することができたもので、労働者の命より企業の儲けを優先させた三井資本の、人命軽視の合理化によって引き起こされた「人災」です。一家の大黒柱を失った遺族の悲しみと苦しみを、CO患者の口惜しさと不安は、とうとう筆舌に尽くせるものではなく、二十六年を経過した現在も、その爪あとは生々しく残っています。この大災害の責任を追究する裁判闘争は、一昨年の七月、裁判長のあっせんにより、和解による決着となりましたが、和解内容は、和解金の低額や遺族の金・暮れの見舞金の打ち切りなど不満も多く感じました。しかし、私たちが裁判に立ち上がり粘り強くたたかっていたからこそ、一貫して責任逃れを主張してきた三井資本に和解金を支払わせることで責任を認めさせたものであり、たたかひの成果として評価できると思います。長い間裁判を支えていただいた、弁護団をはじめ三池労組の組合員と主婦会、退職者のみなさん、そして全国の働く仲間のみならず、この場をおかりして心からお礼を申し上げます。

合理化と、大災害のあった三川炭を閉山して、旧有明鉱坑口を集約した一鉱体制が強制された。本工・下請けを合わせて三千人以上の労働者が職場を追い出されています。残された者も配置転換や職名の変更、出向、新会社への派遣などが、本人の意思を無視して進められ、二千人弱で二百五十万トンを採掘するという、非常に過酷な合理化が強制されて、いつ大災害が起こるかかわからない大きな危険をはらんでいます。

「遺族」や「CO患者」とよばれるのは、私たちがただくさんです。保安の確保と労働条件の向上、そして雇用対策の強化のため、さらなたたかひを強める必要があります。さて、私たちは三池大災害の責任を追究する裁判として、上村裁判、十一・九裁判、九・二八裁判をたたかっています。また、それぞれが、それぞれによる決着をいたしましたので、十一月五日の定期総会において、規約の一部改正をおこない『三池大災害被災者の会』と名称を改めて、さらに団結と活動を強化することになりました。裁判が終わっても、遺族が生きているかぎり、CO患者が生きているかぎり、私たちがたたかひは続きます。今後とも、さらに力強い指導とご支援をお願いいたしまして、決意いたします。ともに頑張りましょう。

一九八九年十一月九日
三池大災害被災者の会
代表 小川絃志